

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和4年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）交通局跡地ホテル・サービス棟

鹿児島市高麗町43番1号, 13

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年7月15日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 店舗の新設にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。

イ 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

ウ 交通処理計画について、事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、追加的対応を講じること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 自転車等駐車場の設置については、令和3年7月15日道管第549-2号「自転車等駐車場設置届書の受理について」のとおりとし、下記の事項を付け加えるものとする。

(ア) 駐輪場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。

(イ) 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、利用者の安全性の確保を図ること。

(ウ) 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

イ 鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第5条第1項の規定に基づく届出は、下記の通り提出済み。

・ホテル棟(令和3年1月14日)

・サービス棟(令和3年7月13日)

(3) 環境保全(騒音・廃棄物等)について

ア 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。

(ア) 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質変更に着手する日の30日前までに土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行うこと。

(イ) 大気汚染防止法、騒音規制法、鹿児島市環境保全条例の特定施設を設置する場合は、必要な届出を行うこと。

(ウ) 特定工場等に該当する場合、規制基準を遵守すること。

規制基準を超えていることが判明した場合は、規制基準を遵守できるよう追加で対策を講じること。

(エ) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

(オ) 店舗周辺住民等から騒音、振動および悪臭などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意を持って対処すること。

ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。

エ 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。

なお、古紙類や産業廃棄物については、鹿児島市が運営する施設では処理できないので注意すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うとともに、事業活動に伴い多量(月平均500kg以上)の一般廃棄物を排出する場合は、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。

(4) 都市計画について

ア 当該地は、以下の区域等に該当している。

(ケ) 都市計画においては「用途地域(商業地域)」、「地区計画(高麗町キ・ラ・メ・キテラス地区)」に指定されている。地区計画については、建築物の新築等を行う場合は、着手の30日前までに届出を要するが、当該建築物については、令和3年6月30日付で既に届出済みである。

(イ) かごしまコンパクトなまちづくりプランにおいては「居住誘導区域内」、「都市機能誘導区域外」に該当していることから、物販店舗(150㎡以上)の建築を目的とした開発等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき着手30日前までに届出を要するが、当該建築物については、令和3年6月30日付で既に届出済みである。

イ 建築物の新築等にあたっては関係法令を遵守すること。

(5) 景観について

ア 令和3年7月2日付第3-39号景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

イ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

届出のあった土地の一部が、甲突川及び新川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で、所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。